

藤枝市議会委員会条例の一部を改正する条例

藤枝市議会委員会条例（昭和42年藤枝市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「一つ」を「1つ」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第3項第1号から第3号までに規定する常任委員会の常任委員になることなく同項第4号及び第5号に規定する常任委員会の常任委員になることはできない。

第2条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、次項第4号及び第5号に掲げる常任委員会の委員になることができない。

第2条第3項に次の2号を加える。

(4) 予算常任委員会 21人

予算に関すること。

(5) 決算常任委員会 11人

決算に関すること。

第3条第1項中「2年」の次に「（予算常任委員及び決算常任委員にあつては1年）」を加える。

附 則

この条例は、令和5年5月1日から施行する。

藤枝市議会委員会条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 議員は、少なくとも<u>一つ</u>の常任委員となるものとする。</p> <p>2 常任委員会の名称、委員定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(常任委員の任期)</p> <p>第3条 常任委員の任期は、2年とする。ただし、後任者が選出されるまで在任する。</p> <p>2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 議員は、少なくとも<u>1つ</u>の常任委員となるものとする。<u>ただし、第3項第1号から第3号までに規定する常任委員会の常任委員になることなく同項第4号及び第5号に規定する常任委員会の常任委員になることはできない。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、議長は、次項第4号及び第5号に掲げる常任委員会の委員になることができない。</u></p> <p>3 常任委員会の名称、委員定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 予算常任委員会 21人</u> <u>予算に関すること。</u></p> <p><u>(5) 決算常任委員会 11人</u> <u>決算に関すること。</u></p> <p>(常任委員の任期)</p> <p>第3条 常任委員の任期は、2年<u>(予算常任委員及び決算常任委員にあつては1年)</u>とする。ただし、後任者が選出されるまで在任する。</p> <p>2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>

※改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和5年5月1日から施行する。